

第4編 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則

勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則

平成18年7月4日
公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第48条の規定により、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査及び判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査及び判定の結果執るべき措置等については、伊那市勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第3号）を準用し、同規則中「伊那市公平委員会」とあるのは「伊那中央行政組合公平委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年7月4日から施行する。